

## <2023 年度神奈川子ども未来ファンド助成事業 募集要項>

※子ども・若者や子育てに関わる人が地域の中で育ちあう「場」とは、以下のような内容・形態が考えられます。

<内容>

- ・ 乳幼児親子が、気軽に立ち寄り、仲間を見つけられる親子の「ひろば」
- ・ 子どもや若者が、ありのままの自分を大切にできる「居場所」
- ・ 一人ひとりの状況に応じたカリキュラムを提供するまなびの「場」
- ・ 異年齢の子ども・若者や孤立しがちな親子が、食を通して繋がり合えるような「場」
- ・ 「非行」をした若者が生き方を探す「場」
- ・ 家庭や学校に居場所がない子どもたちのための緊急避難の「居場所」
- ・ 電話等での相談活動
- ・ 引きこもり傾向にある若者への支援活動
- ・ 外国籍児童、障がい児等、共通する事情や悩みのある子どもや親が集い、支えあえる「場」
- ・ その他、子ども・若者や子育てに関わる人が地域の中で育ちあえる「場」

<形態>

- ・ 団体がスペースを保有または賃借している場合
- ・ 団体の関係者が自宅等を開放している場合
- ・ 企業等の協力でスペースを提供してもらっている場合
- ・ 公共施設を利用している場合

### 【よくあるご質問】

- 何か新しい事業を計画しなくては、助成応募できませんか？

新規の事業だけでなく、現在の事業や活動を充実、強化させる取組みも対象となります。応募いただく取組みを通じて、助成後にどのような変化を生み出したいのか「取組みが必要な理由」や「目標」「展望」を明確に、「取組み内容」を具体的にお書きください。

- 現時点では、「場」を週2日以上開くようになってから、まだ1年経っていません。2023年4月1日時点で1年経っていれば応募できますか？

ご応募いただく時点(2023年1月25日締切)で、1年以上経っていることが必要です。週1日や月2回など、継続した活動を続けてこられて、過去1年以内に活動日を増やし週2日以上になった場合も「週2日以上」の活動が1年を超えて続いて行われていることを要件としているため、今回は、ご応募いただけません。

- 助成金の全額を人件費や家賃に充てることもできますか？

応募金額全額を、人件費や家賃に充当したいという応募も可能ですが、その必要性和継続性に関する説明をわかりやすく記入してください。

- 助成の継続は可能ですか？

最長3年まで継続した助成の可能性はありますが、原則的には単年度助成のため、年度ごとに再応募と報告が必要となります。また、助成金がなくなった後の体制まで視野に入れた対応の記載が必要です。

以上